

新婚さん 定住促進奨励金& 定住促進補助金のご案内

問 まちづくり推進課 地域振興係 ☎0968・86・5721

和水町では、若者の定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、新婚夫婦に対し定住促進奨励金を交付しています。また、町内で住宅を取得された人に対する補助制度も整備しています。ぜひご活用ください。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせください。



新婚さん定住促進奨励金

対象者

1. 婚姻日（※1）から1年以内の新婚夫婦（※2）
 2. 和水町に定住（※3）する意思があること
 3. 申請日において、和水町に住所を有していること
ただし、荒尾・玉名地域結婚サポートセンターを通じて婚姻し、本町に定住したときは、年齢制限などに関係なく奨励金の交付を受けることができます。
- （※1）婚姻日 市区町村が婚姻届を受理した日
（※2）新婚夫婦 婚姻日において、いずれも50歳未満である夫婦
（※3）定住 3年以上本町に住所を有し、かつ生活の本拠とすること。申請日から3年以内に町外へ転出した場合、奨励金を返還することになります。
- この事業は、令和5年3月31日までの新婚夫婦が対象となります。

奨励金の額

1組あたり
15万円

申請期限は、婚姻日から1年以内になります。
（注意）本町の税などの滞納、他の市区町村に係る地方税の滞納や地方税法第317条の2項第1項又は第2項の規定による提出すべき申告書を提出していない場合は、本制度を受けることができません。

和水町定住促進補助金制度

交付要件

- 和水町に定住することを目的として住宅を取得する者で、次の要件をすべて満たす人
1. 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに住宅を取得し、速やかに当該住宅に居住し、引き続き5年以上定住しようとする人
 2. 住宅の取得に係る経費が、100万円以上であること。
 3. 住宅の移転補償または移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとするものではない人
 4. 世帯員のいずれも町税、保険料、使用料などを滞納していないこと。
- ※申請期限は、住宅取得日（不動産の登記完了後）から6ヶ月以内、町外居住者に限り1年以内となります。補助金は、同一世帯につき1回のみ、単年度の補助となります。
- 令和4年度の制度は、令和5年3月末で終了となります（制度の内容については、見直しされます）。

交付対象者	補助金	加算金
(1) 一般世帯（次の（2）、（3）、（4）以外の世帯）	25万円	—
(2) 若者世帯（町内在住で、いずれも50歳未満の夫婦の世帯または、中学生以下の子を扶養する人がいる世帯）	50万円	中学生以下の同居扶養親族1人につき 20万円
(3) 町外居住者（本町に転入しようとする人または転入してから1年以上経過していない人で、65歳以下の人がある世帯または、中学生以下の子を扶養する人）	50万円	中学生以下の同居扶養親族1人につき 20万円
(4) 分譲地 藤田さくらタウン分譲地の購入者	50万円	中学生以下の同居扶養親族1人につき 20万円

和水町公式 LINE 登録しませんか？



LINE
友だち追加
登録しよう！



LINE版QRコード

くらしの情報・イベント案内
などをお届けします

新型コロナ関連情報や日々のお役立ちに関する最新情報を提供します

タブでメニューの切替えができます



新型コロナワクチン予約はこちらから

行政手続きやライフイベント、観光などの情報にアクセスできます

システム改修により画面表示等が変更になる場合があります